

給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱

平成 2 5 年 4 月 1 日

名古屋 市

目 次

第1章 総 則	1
第2章 配管設備の設置及び構造	3
第3章 給水設備	3
第4章 排水設備	5
第5章 維持管理	6

関 係 法 令 集

建築基準法（抄）	1 1
建築基準法施行令（抄）	1 2
建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件 (建設省告示第1597号)	1 4
建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件（建設省告示第1390号）	1 6
水道法（抄）	1 7
水道法施行令（抄）	1 9
水道法施行規則（抄）	1 9
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	2 0
水質基準に関する省令	2 7
名古屋市水道給水条例（抄）	2 9
名古屋市上下水道局給水工事施行基準	2 9
下水道法（抄）	3 0
下水道法施行令（抄）	3 1
名古屋市上下水道局排水設備要覧	3 2
消防法施行令（抄）	3 3
火災予防条例（抄）	3 4
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）	3 5
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）	3 5
空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（抄）（厚生労働省告示第119号）	3 7
建築物における衛生的環境の維持管理について（抄） (厚生労働省健康局長通知健発第0125001号)	3 8
悪臭防止法（抄）	3 9
悪臭防止法施行令（抄）	3 9
悪臭防止法施行規則（抄）	4 0
悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準（名古屋市告示第182号）	4 2

第1章 総 則

1-1 (目 的)

この要綱は、給水設備、排水設備の構造及び維持管理に関して、関係法令に定める基準によるほか、衛生的で安全な飲料水を確保するとともに、適切に汚水を排水するための補足的基準を定めて、その維持管理の適正を図り、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

1-2 (用語の定義)

この要綱で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・あ ふ れ 面：衛生器具又はその他の水使用機器の場合はその上縁において、タンク類の場合はオーバーフロー口において水があふれ出る部分の最下端をいう。
- ・雨 水 排 水 管：雨水を排除するための管をいう。
- ・ウォーターハンマー：水栓、弁等により管内の液体の流れを瞬時に閉じたときに、閉じた点より上流側の圧力が急激に上昇する現象をいう。その際生ずる圧力波が機器類を振動させたり、騒音を生じさせる。
- ・エ ア チ ャ ン バ ー：ウォーターハンマーにより、配管、機器等が破壊されないように防止するための装置をいう。
- ・汚 水：下水道法第2条に定めるものをいう。
- ・オ ー バ ー フ ロ ー：衛生器具又は水受け容器のオーバーフロー口から水があふれる現象をいう。
- ・間 接 排 水：一般の排水系統へ直結してはならない排水を、一般排水系統へ直結している器具又は水受け容器の中へ排水することをいう。
- ・給 水 タ ン ク：主として飲料水を供給するための受水タンク、副受水タンク及び高置タンクをいう。
- ・給 水 管：建築物及びその敷地内において飲料水の供給を目的とする配管をいう。但し、受水タンクまでの配管を除く。従って水道法第3条に定める給水装置に含まれる給水管の用語とは区別する。
- ・給 水 系 統：建築物及びその敷地内における給水管並びにそれらを接続するに必要な管類、継ぎ手類、弁類及び各種付属品の全てを含む系統をいう。
- ・給 水 装 置：水道法第3条第9項に定めるものをいう。
- ・給 排 水 設 備：建築物又はその敷地内において、給水、給湯、給冷水、排水、通気及び衛生器具に関連する諸設備の総称をいう。
- ・給 排 水 設 備 工 事：給排水設備に関連する全ての配管、器具、装置、付属品などの新設、増設、改造及び撤去の工事をいう。
- ・逆 流：排水管の中で、下流側より上流側へ排水が流れることをいう。
- ・下 水：下水道法第2条に定めるものをいう。
- ・公 共 下 水 道：下水道法第2条に定めるものをいう。
- ・雑 排 水：厨房その他の設備から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- ・自 浄 ト ラ ッ プ：自浄作用が可能な封水深をもったトラップをいう。
- ・水 道：水道法第3条に定めるものをいう。
- ・処 理 区 域：下水道法第2条に定めるものをいう。

- ・消 火 設 備 等：消防法施行令第7条第2項第2号から第4号まで及び第9号に掲げる消火設備、同条第5項に掲げる消防用水、同条第6項に掲げる連結散水設備及び連結送水管並びに火災予防条例第56条の2に定める採水口をいう。
- ・水 封：トラップに水を蓄えて、排水管等からの臭気、下水ガス、衛生害虫等が室内に侵入するのを防止することをいう。
- ・阻 集 器：排水中に含まれる有害、危険若しくは望ましくない物質の流下を阻止、分離、収集して、残りの水液のみを自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいう。
- ・通 気 管：排水系統又はタンク類において通気のために設ける管をいう。
- ・吐 水 口 空 間：衛生器具、水受け容器に吐水する給水管の管端又は水栓の吐水口端とその容器のあふれ縁との空間をいう。
- ・ト ラ ッ プ：水封の機能によって、排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫等が排水管及び器具を経て屋内に侵入するのを阻止するために設ける器具又は装置をいう。
- ・トラップのウェア：トラップ下流のあふれ部の下流内面をいう。
- ・トラップのディプ：トラップ底部の上部の内面をいう。
- ・トラップの封水深：トラップのウェアとディプとの間の垂直距離をいう。
- ・排 水 管：衛生器具、医療機器、製造機器等及び敷地等からの下水を排水する管をいう。
- ・排 水 口 空 間：排水系統に直結している器具若しくは水受け容器のあふれ縁又は排水を受ける床面と間接排水管の管端との間の垂直距離をいう。
- ・排 水 槽：地階の排水又は低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合、排水をポンプで揚水して排出するために一時貯留する槽をいう。
- ・排 水 立 て 管：器具排水管や排水横枝管からの排水を排水横主管へ導く鉛直又は鉛直と45度以内の角度で設ける管をいう。
- ・バ ッ ク フ ロ ー：上水の給水管内へそれ以外の水、液その他の物質が逆流（逆サイホン作用）することをいう。
- ・防 臭 ま す：排水管などからの臭気、下水ガス、衛生害虫等が室内に侵入を防ぐために設けるトラップますをいう。
- ・ J I S：日本工業規格をいう。
- ・ J W W A：日本水道協会規格をいう。
- ・ S H A S E - S：空気調和・衛生工学会の定める規格をいう。

1－3（適用の範囲）

この要綱の適用の範囲は、次のいずれかに該当する建築物とする。

- ・建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物
- ・階数が2以上の建築物
- ・延べ面積が500平方メートルを超える建築物
- ・受水タンクを有する建築物

第2章 配管設備の設置及び構造

建築物等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の2の5第1項の規定によるほか、次の各項によること。

2-1（配管設備等）

- （1）井水等市上水以外の水の配管は、専用とすること。
- （2）地盤面下に埋設する給水、排水の配管設備は、当該部分の用途による荷重に十分耐える配管を使用するか、耐力を有する構造とすること。

第3章 給水設備

給水設備の構造は、令第129条の2の5第2項の規定によるほか、次の各項によること。

3-1（給水管及び給水用具）

- （1）使用する給水管と継手、バルブ類、湯沸器などの給水用具は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）で定める性能基準に適合したもの、本市上下水道局が承認したもの及びこれらと同等もしくはそれ以上の品質を有するものを使用すること。また、現場の状況を調査し、材質、構造を衛生上及び安全上の見地から十分検討のうえ、選定すること。

なお、飲料系統に用いる配管材料は、亜鉛メッキ鋼管を使用してはならない。

- （2）結露によって建物等を汚損するおそれがある場合においては、保温材の被覆を設ける等有効な結露防止のための措置を講ずること。
- （3）給水管を地中に埋設する場合は、敷地排水管と同一の掘削溝に配管してはならない。ただし、10センチメートル以上離れた場合はこの限りではない。
- （4）給水系統は、できるだけ単一化し、他設備配管との接近、交差は極力さけること。やむを得ない場合は、管の色別表示をすることが望ましい。
- （5）水が汚染を受けるおそれのある機器と連結する場合は、有効な逆流防止の措置を講ずること。特に薬品類等については、飲料水配管と分離すること。
- （6）給水管内に、水が停滞するおそれのあるところは、水抜き装置を設置する等の措置を講ずること。
- （7）配管後の通水洗浄作業は、入念に行い、必要に応じて水質検査を実施すること。

特に、ネジ立ての注油、接着剤による塗布量等は、適量とすること。また、締付のときのシーリング剤については、水道配管用（JWWA, K, 142、JWWA, K, 146）を使用すること。

- （8）給水タンク等以下の給水設備と、給水装置の連結はしないこと。
- （9）給水装置については、本市上下水道局の「給水工事施行基準」に基づくこと。

3-2（給水タンク等）

- （1）屋外に設置する給水タンク等は、原則として地上式とし、屋内に設置する場合は、原則として床置き式とすること。
- （2）給水タンク等のオーバーフロー管の放流口は、間接排水とし、あふれ面との間隔を15センチメートル以上とすること。また、先端には防虫網等を設けて衛生上有害なものが入らない構造とすること。
- （3）建築物の内部、屋上又は最下階の床下に給水タンクを設置する場合は、保守点検、工具等の搬出入、人の

出入り等が容易かつ安全に行えるようにすること。また、給水タンク室等には、必要に応じて照明及び換気設備を設けること。

- (4) 給水タンク等への給水器具には、原則として波立ち防止板を設けること。
- (5) 給水タンク等の底部は、清掃のため1/100程度の勾配及び集水ピットを設ける等完全排水ができる構造とすること。
- (6) 内部の点検が容易に行えるように直径60センチメートル以上のマンホール及びタラップを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、タンク内におけるタラップ等は、塗料等で衛生上支障がないコーティングをするか又はステンレス鋼製とすること。
- (7) 給水タンク等の上部面は、勾配を設ける等たまり水のできないような構造とするとともに、点検のためのマンホール面は、周囲より10センチメートル以上高くすること。
- (8) 建築物の床下等に給水タンク等を設置している場合は、当該部分への出入りのためのマンホール等の面は、周囲より30センチメートル以上高くすること。
- (9) 点検のためのマンホール等のふたは、防水、異物及び衛生害虫が給水系統に侵入するのを防止する措置がとられていなければならない。また、施錠できる構造とすること。
- (10) 給水タンク等の周囲の点検に必要な間隔は、タンクの側壁及び底面については60センチメートル以上とし、上部については1.0メートル以上とすること。ただし、点検口上部の構造体等に直接給水タンク等の点検口へ容易に達することのできる開口部等を設けた場合は、点検に必要な上部の間隔を60センチメートル以上とすることができる。
- (11) 給水タンク等の設置される床等には、必要な勾配及び集水溝、または集水ピットを設け、集水ピットには排水設備を設けること。
- (12) 給水タンク等には、満減水警報装置を設け、管理に支障のないようにすること。
- (13) 給水タンク等の外壁又は設置する室等の入口には、タンクの用途及び飲料水である旨の表示をすること。
- (14) 給水タンク等によって飲料水を供給する場合には、別に直結式給水栓を設けること。
- (15) 給水タンク等の基礎部分には、アンカーボルトなどを使用し、十分な固定を行うこと。

3-3 (給水タンク等の容量等)

- (1) 受水タンクの有効容量は、当該建築物等の日最大使用水量の1/2程度を標準とし、最大でも日平均使用量以下、最小でも日平均使用量の1/2以上とすること。
- (2) 高置タンクの有効容量は、当該建築物等の日最大使用水量の1/10を標準とすること。
- (3) 給水タンク等は、原則として2槽構造とすること。ただし、20立方メートル未満の容量で、容易に槽内の清掃、点検等ができる場合はこの限りでない。
- (4) 給水タンクは他の用途(消火用、雑用水等)のタンクと兼用しないこと。

3-4 (消火設備等の配管設備の接続等)

やむを得ず、消火設備等の配管設備を給水タンクに接続する場合は、次によるものとする。

- (1) 接続する配管設備には、逆止弁を設けるものとする。
- (2) 加圧ポンプは、呼水槽を必要としない位置に当該ポンプを設けるよう努めること。
- (3) 呼水槽を必要とする場合は、当該呼水槽はエポキシ系の塗装等による防錆処理を行うか、又は、これと同等以上の防錆効果を有する材料で造り、排水口を設けること。
- (4) 接続する配管設備は、停滞水の入替えができる構造とすること。

第4章 排水設備

排水設備の構造は、令129条の2の5第3項の規定によるほか、次の各項によること。

4-1（排水管）

- （1）排水管には、排水の流れの円滑、管内の換気及びトラップ封水のサイホン作用等による破壊防止のために通気管を設けること。
- （2）排水管は、排水の流れを阻害するような構造及び勾配としてはならない。また、原則として規格品を使用し、方向変換には、適正な曲がり管又はますを設けること。
- （3）排水系統には、ディスポーザ等の装置を設けないこと。ただし、上下水道局が承認した機種で、適切な維持管理を行う確認ができた「ディスポーザ処理システム」については使用することができる。
- （4）バルコニー部分の水道排水及び足洗いの排水は、汚水系統の排水管へ接続すること。

4-2（雨水排水管）

汚水系統に合流する直近のますは、点検や掃除の容易な位置に設け、臭気の侵入を防止するためにトラップを設けること。

4-3（排水トラップ）

- （1）排水トラップは、排水の流れの円滑及びトラップ封水の保護のために二重トラップとならないようにすること。
- （2）排水管が衛生器具に接続される部分には、原則としてトラップを設けること。ただし、浴槽や洗濯排水などトラップの設置が困難な場合には、屋外に防臭ますを設置して臭気の侵入を防止すること。
- （3）トラップは、それに連結する排水口と同一口径とすること。
- （4）トラップの封水が凍結のおそれのある場合は、設置場所を考慮するか、又は取りはずしが容易な被覆をするなど凍結防止の措置を講ずること。

4-4（阻集器）

- （1）阻集器には、分離を必要とする以外の排水を流入させないこと。
- （2）阻集器は、保守管理上、衛生上適正な容量とすること。
- （3）阻集器内部の空気が密閉されないように、適切な通気がとれる構造とすること。
- （4）阻集器には、原則として油脂分を分解する処理装置を設置しないこと。
- （5）阻集器内の沈殿物及び分離物は、その種類別に分別したうえで、廃棄物の処理に適した状態とし、衛生的に安全な構造とした容器等にて搬出できるよう配慮すること。

4-5（通気管）

- （1）通気管末端開口部は、凍結や積雪によって閉ざされないようにし、直接外気に衛生上有効に開放すること。
- （2）すべての通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続すること。
- （3）通気管の取り出しは、横走り排水管の中心線上から垂直又は45度以内の角度で取り出し、もよりの箇所に立ち上げること。
- （4）通気管を横走り配管する場合は、原則として当該通気管が受け持つ最高位の器具のあふれ面から15センチメートル以上上方で行うこと。
- （5）特殊排水系統の通気管は、他の通気系統と接続せず、専用で大気中に開口すること。また、これらの系統

の排水及びそれらの発生ガスによる影響を受けない材料を用いること。

4－6（排水槽）

- （１）排水槽は、低位排水系統で発生する排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統とすること。
- （２）排水槽は、原則として汚水・雑排水・湧水・雨水は分離すること。
- （３）排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、次式によって算定すること。なお、槽の実深さは計画貯水深さの１．５～２．０倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{排水槽に流入する一日平均排水量 (m}^3\text{)}}{\text{建築物 (地階部分) の一日当たり給水時間 (時)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

- （４）排水槽の底部には必ず吸い込みピットを設けること。ピットの大きさは残汚水を少なくするためにできるだけ小さくし、ポンプと壁面の間隔は約２０センチメートルとすること。
- （５）排水槽には、満水警報装置を設け、管理に支障がないようにすること。
- （６）排水槽の内部は容易に清掃できる構造とし、水密性、防食等を考慮したものとする。
- （７）悪臭の発生するおそれのある排水槽には、ばっき装置・攪拌装置を設けること。もしくは、即時排水型排水槽とすることが望ましい。
- （８）排水ポンプの運転間隔は、水位計とタイマーの併用により１時間程度になるように設定し、低水位運転に努めること。このため、排水槽内のポンプ起動水位は排水の実態に合わせ適宜変更すること。
- （９）排水槽は１槽式とし、排水ポンプは原則として２台設置すること。また、ポンプ設備には、逆流防止機能を備えること。
- （１０）悪臭防止法による特定悪臭物質については規制基準を遵守すること。

4－7（排水機器等）

排水機器については、J I S、SHASE-S規格のものまたはこれに準じたものを使用すること。

4－8（事業場排水等）

工場や事業場からの排水のうち、下水道の施設の機能を妨げ、施設を損傷し、又は処理場からの放流水の水質が基準に適合しなくなるおそれのある排水は、他の一般の排水と分離して集水し、一定の基準以下に処理したのち、一般の排水系統と別の系統で下水道に排水することが望ましい。

第5章 維持管理

給排水設備は、次の各項により適切に維持管理すること。

5－1（給水設備等）

- （１）給水設備を初めて使用するときは、給水タンク等を十分に清掃・消毒したのち、飲料水の衛生を水質検査で確認のうえ使用すること。
- （２）給水タンク等及びその周辺は、常に清潔にし、給水タンク等の附近には、飲料水を汚染させる物品を置かないこと。
- （３）洗たく機、浴槽等に給水するときは、落とし込み式とし、水中に直接給水しないこと。
- （４）地震（震度４以上）、台風、浸水、その他異常気象により、断水、減水、濁水等の異常があったときは、そ

の都度給水設備等の点検を行い、必要な飲料水の水質検査を行うこと。

- (5) 給水設備、機器、器具等の保守点検を次の表を参考に定期的に行い、正常な状態を保持するように努めること。

点検項目（部位）	回 数			主 な 点 検 内 容
	週	月	年	
給 水 タ ン ク	1			附近は清潔か、物品は置いていないか、水は汚れていないか。
マ ン ホ ー ル	1			すき間はないか、異物の混入はないか。
オーバーフロー管、通気	1			衛生害虫、ごみなどが混入することはないか、つまりはないか。
揚 水 ポ ンプ	1			圧力・電流は定格か、潤滑油は切れていないか、水もれはないか。
揚水ポンプ自動運転装置	1			正常に作動しているか。
塩 素 注 入 器	1			薬液はあるか、つまりはないか、正常に注入するか。
ボ ー ル タ ッ プ	1			正常に作動するか、水もれはないか。
満 減 水 警 報 装 置	1			正常に作動するか。
フ ロ ー ト ス イ ッ チ	1			正常に作動するか。
フート弁（消火ポンプ）		1		飲料用タンクへのもれはないか。
高架タンク接続消火管		1		末端開閉弁を開き放水し、新鮮水を入れているか。
止 水 弁			1	必要なとき完全に開閉できるか。
逆 水 弁		1		消火ポンプのテストで正常に作動するか。
給 水 管		1		クロスコネクションはないか。

- (6) 給水タンク等の掃除は、年1回以上行うこと。掃除は「空調設備等の維持管理及び清掃に係る技術上の基準」（平成15年厚生労働省告示第119号）及び「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年厚生労働省健康局長通知健発第0125001号）に定める基準のほか、概ね次の点に留意して行うこと。

ア 掃除作業の衛生確保

- (ア) 清潔な作業衣を使用すること。作業衣等は遊離残留塩素50～100ppmで消毒後洗たくしたものとする。
- (イ) 従事者は、検便等を定期的に行い、異常のないことを確かめること。とくに、下痢症のものは、作業に従事してはならない。また、作業にあたっては、手指等を充分消毒すること。
- (ウ) 水中ポンプ、換気ファン、長靴、ブラシ等の掃除器具、用具類は、清潔、衛生的に保管し、使用にあたっては、遊離残留塩素50～100ppmで消毒したのち使用すること。
- (エ) 作業計画は、建築物の構造、給排水設備の状況等を充分把握したうえで立てること。

イ 掃除作業の順序

掃除作業は、概ね次の順序で行う。

- (ア) 給水タンク等附近の清掃
- (イ) オーバーフロー管、通気管等の清掃
- (ウ) 排水
- (エ) 換気器具の取付け、運転

- (オ) 槽内の洗浄及び不良箇所の点検整理
- (カ) 沈殿物及び附着物の除去
- (キ) ポンプ等の機械作動の点検
- (ク) 槽内の消毒（２回実施することが望ましい）
- (ケ) 残留塩素の測定並びに色度、濁度、臭気及び味の検査

ウ 作業後の処置

- (ア) 給水タンク附近の清潔の確認をする。
- (イ) 末端給水栓より採水し、残留塩素の測定並びに色度、濁度、臭気及び味の検査を実施する。
- (ウ) 清掃済証を貯水槽壁面等の見やすい場所に貼付する。
- (７) 給水タンク等の塗装は、掃除時に水道用塗料を使用して行い、十分乾燥させてから使用すること。
- (８) 自ら給水タンク等の掃除を行うことができない場合は、知事の登録を受けたものに委託することが望ましい。

５－２（水質管理）

- (１) 飲料水の水質管理は、次により行うこと。

ア 週に１回以上末端給水栓の飲料水について次の水質検査を行うこと。検査の結果、異常が認められる場合は、原因を調査するとともに次の表を参考にして水質検査を行うこと。

- (ア) 色、濁り、臭い、味について目視等により検査を行うこと。
- (イ) 残留塩素を測定し、遊離残留塩素 0.1 mg/L 以上（結合塩素 0.4 mg/L 以上）に保持すること。

ただし、供給する飲料水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、遊離残留塩素 0.2 mg/L 以上（結合残留塩素 1.5 mg/L 以上）に保持すること。

項 目	必 要 な 水 質 検 査 項 目 の 例
色	鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、色度、濁度、臭気、味 等
濁り 臭い 味	上記のほか、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、一般細菌、大腸菌 等
残留塩素	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、一般細菌、大腸菌 等

イ ６ヶ月に１回以上末端給水栓で飲料水の水質検査を下記事項について行うこと。給水タンク等を掃除したのちも同様とする。なお、自ら水質検査を行うことができない場合は、厚生労働大臣又は知事の登録を受けた者に委託することが望ましい。

- (ア) 原水に市上水を使用する場合は、pH値、一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物、亜鉛及びその化合物の５項目とする。
- (イ) 原水に井水等市上水以外の水を使用する場合であって、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる全ての項目が水質検査の結果水質基準に適合している場合は、次の回からは次の項目を検査する。
 - a 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度
 - b 鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目（ただし、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化

化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物に係る項目については、水質検査の結果水質基準に適合している場合は、次の回の水質検査を省略しても差し支えない。）

(2) 飲料水を2日間(48時間)以上使用中止したときは、一定時間放水し、末端給水栓で所定量の残留塩素を確認してから飲料に使用すること。

(3) 給水タンクが消火用水槽を兼ねている場合は、消火用ポンプの呼水を月1回以上新鮮な飲料水と入れ換えること。

(4) 水道本管の断水後等は、直接給水栓で水質を確認した後給水することが望ましい。

5-3 (検 査)

1年以内に1回施設の管理状況、水質、帳簿等について、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を受けることが望ましい。

5-4 (排水設備)

(1) 排水設備等の保守点検は、次の表を参考に定期的に行い、正常な状態を保持するように努めること。

点検項目(部位)	主 点 検 内 容
ト ラ ッ プ ま す	詰まりはないか、十分に機能を果たしているか。
阻 集 器	詰まりはないか、沈殿分離物の除去は適切か。
通 気 立 管	末端開口部のふさはないか。
満水警報装置	正常に作動するか。
排 水 管	詰まりはないか。 管の継ぎ目に隙間はないか。(間接排水部は除く。)
各種衛生器具	詰まりはないか、掃除は十分か。
雨水排水管等	詰まりはないか、屋上の雨水排水溝の掃除は十分か。
排 水 ポ ン プ	圧力、電流は定格か、潤滑油は切れていないか。 グランドパッキングから水が漏れていないか。
自動運転装置	正常に作動しているか。
排 水 槽	槽内にスカムが発生していないか、悪臭が外部に漏れていないか、衛生害虫が発生していないか。

(2) 排水槽等の掃除は、年2回以上行うこと。掃除は「空調設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(平成15年厚生労働省告示第119号)及び「建築物における衛生的環境の維持管理について」(平成20年厚生労働省健康局長通知健発第0125001号)に定める基準のほか、概ね次の点に留意して行うこと。

ア 掃除作業の衛生確保

(ア) 作業衣、掃除器具及び用具類は、専用とすること。

(イ) 掃除計画は、建築物の構造、給排水設備の状況等を十分把握したうえで立てること。

イ 掃除作業の順序

掃除作業は、概ね次の順序で行う。

(ア) 点検口の防錆処理

(イ) 排水

- (ウ) 換気器具の取付け運転
- (エ) 汚水吸い上げ管の管内清掃
- (オ) 弁類、満減水警報装置の点検
- (カ) ブラシ等による壁面の掃除
- (キ) 沈殿物及び付着物の除去
- (ク) 槽内不良箇所の点検、修理
- (ケ) ポンプ等機械類の作動点検

5－5（帳簿、記録等）

- (1) 建築物の構造、給排水設備関係の図面を整備し、永久保管しておくこと。
- (2) 給排水設備関係の点検、掃除の記録、水質検査の結果等を整備し、5年間保管しておくこと。
- (3) その他飲料水の衛生確保に必要な図面、帳簿等を記録保管すること。

5－6（事故時の措置）

飲料水について、重大な事故があり、健康被害が心配されるとき、又は健康被害があったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じるとともに、関係機関（保健所、上下水道局営業所）に報告すること。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

2（既存設備等）

この要綱施行以前の既存設備にあっても、できるかぎり本要綱を遵守すること。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和56年5月10日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

関 係 法 令 集

◎建築基準法（抄）

（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）

別表第一 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第６条、第２７条、第２８条、第３５条―第３５条の３、第９０条の３関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分((一)項の場合にあつては客席、(五)項の場合にあつては３階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分((二)項及び(四)項の場合にあつては２階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階	２００平方メートル(屋外観覧席にあつては、１０００平方メートル)以上	
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階		３００平方メートル以上
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階		２０００平方メートル以上
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階	３０００平方メートル以上	５００平方メートル以上
(五)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		２００平方メートル以上	１５００平方メートル以上
(六)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	３階以上の階		１５０平方メートル以上

◎建築基準法施行令（抄）

（昭和25年11月16日政令第338号）

（耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物）

第115条の3 法別表第一(イ)欄の(二)項から(四)項まで及び(六)項(法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

- 一 (二)項の用途に類するもの 児童福祉施設等
- 二 (三)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- 三 (四)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)
- 四 (六)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご(人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000㎡を超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第 1 項から第 4 項まで、同条第 5 項（同条第 6 項の規定により床面積の合計 200 m²以内ごとに区画する場合又は同条第 7 項の規定により床面積の合計 500 m²以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第 8 項（同条第 6 項の規定により床面積の合計 200 m²以内ごとに区画する場合又は同条第 7 項の規定により床面積の合計 500 m²以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第 13 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁にあつては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあつては 45 分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 八 3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 二 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
- 六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- 二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- 三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- 四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- 五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

◎建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための 配管設備の構造方法を定める件

(昭和50年12月20日建設省告示第1597号)

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 給水管

- イ ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置を講ずること。
- ロ 給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐点に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁を設けること。

二 給水タンク及び貯水タンク

- イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
 - (2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - (3) 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
 - (イ) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
 - (ロ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。
 - (5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - (6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - (7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講ずること。
 - (8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2㎡未満の給水タンク等については、この限りでない。
 - (9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。
 - (1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合においては、イの(1)及

び(3)から(8)までに定めるところによること。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60cm以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かって1/15以上1/10以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、5cm以上10cm以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては、5cm以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用い

る排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。)

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（イ）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第一号ロを除く。）並びに第2第三号イ及び第四号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5㎡を超える給水タンク等については、第1第二号の規定の適用があるものとする。

◎建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件

（平成12年5月29日建設省告示第1390号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第3号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第129条の2の5第2項第3号に掲げる基準に適合する飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 配管設備の材質は、不浸透質の耐水材料その他水が汚染されるおそれのないものとする。

二 配管設備のうち当該設備とその外部を区画する部分の材質を前号に掲げる材質とし、かつ、配管設備の内部に次に掲げる基準に適合する活性炭等の濾材その他これに類するもの（以下「濾材等」という。）を内蔵した装置を設けること。

イ 容易に清掃、点検又は交換できる構造とすること。

ロ 逆止弁を設ける等逆流を防止できる構造とすること。

ハ 濾材等が飲料水に流出しないこと。

ニ 濾材等により飲料水中の残留塩素が除去される構造の装置にあつては、配管設備に有効に塩素消毒設備を設けること。ただし、一の住戸又は一団として設けられた水栓にのみ給水する配管設備に設ける装置にあつては、この限りでない。

◎ 水 道 法 （抄）

（昭和 3 2 年 6 月 1 5 日法律第 1 7 7 号）

（用語の定義）

第 3 条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が 1 0 0 人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が 5, 0 0 0 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 2 6 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 1 0 0 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（給水装置の構造及び材質）

第 1 6 条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（簡易専用水道）

第 3 4 条の 2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(改善の指示等)

第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第8項において同じ。）を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市又は特別区に関する読み替え等)

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定により読み替えて準用される第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第

2 項及び第 3 項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

◎水道法施行令（抄）

（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第 5 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

◎水道法施行規則（抄）

（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号）

（管理基準）

第 55 条 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有機物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第 56 条 法第 34 条の 2 第 2 項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成9年3月19日厚生省令第14号)

水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条第2項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。))をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当

該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱物油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。
(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じ
るおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル
毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉
止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が
1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接して
エアチャンパーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているもの
にあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対す
る耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食防止のための措置が講じられているも
のでなければならない。

2 漏えい電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材
で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
い。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二
に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）
により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異
常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）
により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水
位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給
水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加
えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆
流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられ ておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水 用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3キロパスカル及び 1.5メガパスカル	3キロパスカル

(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	1. 5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1. 5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆支弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（第一次改正）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（第二次改正）

- 1 この省令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されているものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（第三次改正）

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第1有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「0.5mg/ℓ」とあるのは「1.0mg/ℓ」と同項の下欄中「5mg/ℓ」とあるのは「10mg/ℓ」とする。
- 3 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第1フェノール類の項中「0.0005mg/ℓ」とあるのは「0.005mg/ℓ」とする。
- 4 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されているものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（第四次改正）

- 1 この省令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されているものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（第五次改正）

- 1 この省令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「0.0003mg/ℓ」とあるのは、「0.001mg/ℓ」とする。
- 3 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されているものであって、新給水装置省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（第六次改正）

- 1 この省令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されているものであって、第2条の規定する改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（第七次改正）

この省令は、平成24年9月6日から施行する。ただし、第5条第1項第2号イ及び別表第二の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

別表第一

事 項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/\ell$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.003\text{mg}/\ell$ 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 $0.00005\text{mg}/\ell$ 以下であること。	水銀の量に関して、 $0.0005\text{mg}/\ell$ 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 $0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	セレンの量に関して、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 $0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	鉛の量に関して、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 $0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	ヒ素の量に関して、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 $0.005\text{mg}/\ell$ 以下であること。	六価クロムの量に関して、 $0.05\text{mg}/\ell$ 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 $0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	シアンの量に関して、 $0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	$1.0\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$10\text{mg}/\ell$ 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 $0.08\text{mg}/\ell$ 以下であること。	フッ素の量に関して、 $0.8\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 $0.1\text{mg}/\ell$ 以下であること。	ホウ素の量に関して、 $1.0\text{mg}/\ell$ 以下であること。
四塩化炭素	$0.0002\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.002\text{mg}/\ell$ 以下であること。
1,4-ジオキサン	$0.005\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.05\text{mg}/\ell$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	$0.0004\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.004\text{mg}/\ell$ 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	$0.004\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.04\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ジクロロメタン	$0.002\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.02\text{mg}/\ell$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	$0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
トリクロロエチレン	$0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ベンゼン	$0.001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.01\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ホルムアルデヒド	$0.008\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.08\text{mg}/\ell$ 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 $0.1\text{mg}/\ell$ 以下であること。	亜鉛の量に関して、 $1.0\text{mg}/\ell$ 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 $0.02\text{mg}/\ell$ 以下であること。	アルミニウムの量に関して、 $0.2\text{mg}/\ell$ 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.03\text{mg}/\ell$ 以下であること。	鉄の量に関して、 $0.3\text{mg}/\ell$ 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、 $0.1\text{mg}/\ell$ 以下であること。	銅の量に関して、 $1.0\text{mg}/\ell$ 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 $20\text{mg}/\ell$ 以下であること。	ナトリウムの量に関して、 $200\text{mg}/\ell$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.005\text{mg}/\ell$ 以下であること。	マンガンの量に関して、 $0.05\text{mg}/\ell$ 以下であること。
塩化物イオン	$20\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$200\text{mg}/\ell$ 以下であること。
蒸発残留物	$50\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$500\text{mg}/\ell$ 以下であること。
陰イオン界面活性剤	$0.02\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.2\text{mg}/\ell$ 以下であること。

非イオン界面活性剤	0.005mg/ℓ 以下であること。	0.02mg/ℓ 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.0005mg/ℓ 以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ 以下であること。
有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/ℓ 以下であること。	3mg/ℓ 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/ℓ 以下であること。	0.01mg/ℓ 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、 0.01mg/ℓ 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、 0.01mg/ℓ 以下であること。
2,4-トルエンジアミン	0.002mg/ℓ 以下であること。	0.002mg/ℓ 以下であること。
2,6-トルエンジアミン	0.001mg/ℓ 以下であること。	0.001mg/ℓ 以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/ℓ 以下であること。	0.01mg/ℓ 以下であること。
スチレン	0.002mg/ℓ 以下であること。	0.002mg/ℓ 以下であること。
1,2-ブタジエン	0.001mg/ℓ 以下であること。	0.001mg/ℓ 以下であること。
1,3-ブタジエン	0.001mg/ℓ 以下であること。	0.001mg/ℓ 以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/ℓ」とあるのは「0.007mg/ℓ」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.97mg/ℓ」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/ℓ」とあるのは「0.98mg/ℓ」とする。		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13ミリメートル以下のもの	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
13ミリメートルを超え20ミリメートル以下のもの	40ミリメートル以上	40ミリメートル以上
20ミリメートルを超え25ミリメートル以下のもの	50ミリメートル以上	50ミリメートル以上
備考		
1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、又は「40ミリメートル」とあるのは、「50ミリメートル」とする。 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、「40ミリメートル」とあり、又は「50ミリメートル」とあるのは、「200ミリメートル」とする。		

別表第三

区 分			越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近 接 壁 の 影 響 が な い 場 合			(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
近 接 壁 の 影 響 が あ る 場 合	近接壁 が一面 の場合	壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートルを超え ($5 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($5 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
	近接壁 が二面 の場合	壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートル以下のもの	(3. $5 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートルを超え ($6 \times D$) ミリメートル以下のもの	($3 \times d$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($6 \times D$) ミリメートルを超え ($7 \times D$) ミリメートル以下のもの	($2 \times d + 5$) ミリメートル以上
		壁からの離れが ($7 \times D$) ミリメートルを超えるもの	(1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上
	備考		

1 D : 吐水口の内径 (単位 ミリメートル)
 d : 有効開口の内径 (単位 ミリメートル)

2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 5 0 ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は 5 0 ミリメートル以上とする。

5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 2 0 0 ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は 2 0 0 ミリメートル以上とする。

◎水質基準に関する省令

(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水質基準に関する省令

水道により供給された水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。

26	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和）	0.1mg/L 以下であること。
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下であること。
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下であること。
29	ブロモホルム	0.09mg/L 以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること。
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L 以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下であること。
41	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレ ン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L 以下であること。
42	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オ ール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L 以下であること。
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下であること。
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下であること。
46	pH 値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

附 則

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
 - 2 水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）は、廃止する。
 - 3 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。
- 二 この省令の施行の際に布設されている水道により供給されている水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは「0.00002mg/L」とする。

附 則（第一次改正）

この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（第二次改正）

この省令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（第三次改正）抄

- 1 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（第四次改正）抄

- 1 この省令は、平成23年4月1日から施行する。

◎名古屋市水道給水条例（抄）

（昭和22年8月15日条例第34号）

第2章の2 貯水槽水道

第16条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に
関して必要があると認めるときは、その貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

管理者は、貯水槽水道の利用者の求めに応じ、その貯水槽水道に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第16条の3 貯水槽水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当するものに限る。以下この項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定により、その貯水槽水道を管理するとともに、管理の状況に関する検査を受けなければならない。

前項の規定によるもののほか、貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、その貯水槽水道を管理するとともに、管理の状況に関する検査を受けるように努めなければならない。

◎名古屋市上下水道局給水工事施行基準

本文（略）

◎ 下水道法（抄）

（昭和３３年４月２４日法律第７９号）

（用語の定義）

第２条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、２以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、２以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第２７条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第９条第１項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第９条第２項において準用する同条第１項の規定により公示された区域をいう。

（排水設備の設置等）

第１０条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- 三 道路（道路法（昭和２７年法律第１８０号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

２ 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、

その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

- 3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。（使用の開始等の届出）

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

◎下水道法施行令（抄）

（昭和34年4月22日政令第147号）

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 六 排水管内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。
- 七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内り幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふ

た)を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

◎名古屋市上下水道局排水設備要覧

本文(略)

◎ 消防法施行令（抄）

（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）

（消防用設備等の種類）

第 7 条 法第 17 条第 1 項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

2 前項の消火設備は、水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

イ 水バケツ

ロ 水槽

ハ 乾燥砂

ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

二 屋内消火栓設備

三 スプリンクラー設備

四 水噴霧消火設備

五 泡消火設備

六 不活性ガス消火設備

七 ハロゲン化物消火設備

八 粉末消火設備

九 屋外消火栓設備

十 動力消防ポンプ設備

3 第 1 項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 自動火災報知設備

一の二 ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。以下同じ。）

二 漏電火災警報器

三 消防機関へ通報する火災報知設備

四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備

イ 非常ベル

ロ 自動式サイレン

ハ 放送設備

4 第 1 項の避難設備は、火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具

二 誘導灯及び誘導標識

5 法第 17 条第 1 項の政令で定める消防用水は、防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水とする。

6 法第 17 条第 1 項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。

7 第 1 項及び前 2 項に規定するもののほか、第 29 条の 4 第 1 項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消

防の用に供する設備等は、法第 17 条第 1 項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

◎火災予防条例（抄）

（昭和 37 年 3 月 30 日条例第 16 号）

（採水口）

第 56 条の 2 消防水利を付近に有しない防火対象物のうち、次の各号に掲げるものには、採水口を設けなければならない。

- （1）地階を除く階数が 7 以上の令別表第 1 に掲げる防火対象物で、延べ面積が 5,000 平方メートル以上のもの
- （2）前号に掲げるもののほか、地階を除く階数が 5 以上の令別表第 1 に掲げる防火対象物で、延べ面積が 6,000 平方メートル以上のもの

2 前項の規定により設ける採水口の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- （1）採水口は、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けること。
- （2）採水口は、地盤面からの高さが 0.5 メートル以上 1 メートル以下の位置に設けること。
- （3）採水口の結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、差込式のものにあつては呼称 65 の差し口とし、ねじ式のものにあつては呼称 75 の受け口とすること。
- （4）採水口は、容量 10 立方メートル以上の水源に連結すること。
- （5）採水口には、見やすい箇所に採水口である旨の標識を設けること。

◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

（昭和45年10月12日政令第304号）

（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

- イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9号に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
- ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
- ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

◎建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

（昭和46年1月21日厚生省令第2号）

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第4条 令第2条第2号イの規定する水の供給は、次の各号に定めるところによる。

- 一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を100万分の0.1（結合残留塩素の場合は、100万分の0.4）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、100万分の0.2（結合残留塩素の場合は、100万分の1.5）以上とすること。
- 二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置
- 三 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道から供給を受け

る水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の表中1の項、2の項、6の項、10の項、31の項、33の項、34の項、37の項、39の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごとに1回、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中9の項、20の項から30の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に1回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中1の項、2の項、6の項、10の項、31の項、33の項、34の項、37の項、39の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごとに1回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中9の項、20の項から30の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に1回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中13の項、15の項から19の項までの項及び44の項の上欄に掲げる事項について、3年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第4号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ7日以内、1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 令第2条第2号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。

（排水に関する設備の掃除等）

第4条の3 特定建築物の所有者、占有者その他のもので当該建築物の維持管理について権原を有するもの（特定建築物維持管理権原者）は、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期に、行わなければならない。

◎空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（抄）

（平成15年3月25日 厚生労働省告示第119号）

第二 飲料水に関する設備の維持管理は、次に定める基準に従い行うものとする。

一 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）等飲料水に関する設備の維持管理

1 貯水槽の清掃

- （1）受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- （2）貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- （3）貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- （4）貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上覧に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、100万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は、100万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- （5）清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和34年法律第79号）等（以下「関係法令」という。）の規定に基づき、適切に処理すること。

第四 排水に関する設備の維持管理は、次に定める基準に従い行うものとする。

一 排水に関する設備の清掃

- 1 排水槽内の汚水及び残留物質を排除すること。
- 2 流入管、排水ポンプ等について、付着した物質を除去すること。
- 3 排水管、通気管及び阻集器については、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。
- 4 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。

◎建築物における衛生的環境の維持管理について(抄)

(平成20年1月25日 健発第0125001号)

建築物環境衛生維持管理要領

第2 飲料水の管理

1 貯水槽(貯湯槽を含む)の清掃

(1) 貯水槽の清掃を行うに当たっては次の点に留意すること。

ア 高置水槽又は圧力水槽の清掃は原則として受水槽の清掃と同じ日に行うこと。

イ 作業者は常に健康状態に留意するとともに、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の罹患の有無(又は病原体の保有の有無)に関して、健康診断を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

ウ 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。

エ 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

オ 壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。

カ 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。

(2) 貯水槽内の消毒は原則として次の要領に従い行うこと。

ア 消毒薬は有効塩素50～100mg/Lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

イ 消毒は、貯水槽内の天井の下面、壁面及び床面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行うこと。

ウ 前記の方法により2回以上消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおくこと。

エ 消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排水した後、貯水槽内への水張りを行うこと。

(3) 貯水槽の水張り終了後、「空調設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(平成15年厚生労働省告示第119号)で示した基準に従い、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

第4 排水の管理

1 排水に関する設備の清掃

排水に関する設備の清掃については、次の点に留意して行うこと。

(1) 排水の状況は建築物の用途等によって異なるので、排水の質と量及び排水槽の容量等に応じて清掃の頻度を増すこと。

(2) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意すること。

(3) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、排水に関する設備の清潔を保持すること。

(4) 排水槽の清掃を行うに当たっては、次の点に留意すること。

ア 清掃に用いる照明器具は防爆型で、作業に十分な照度が確保できるものであること。

イ 排水槽には、爆発性のあるメタンガスや有毒な硫化水素等が充満していることがあるので、火気に注意するとともに、換気を十分行い、安全を確認してから槽内に立ち入ること。また、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。

ウ 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水がないか確認すること。

(5) 阻集器にあっては、油脂分、汚泥等を除去するとともに、清掃後は内部の仕切板等を正しく装着し、機能の維持を図ること。

◎ 悪臭防止法（抄）

（昭和46年6月1日法律第91号）

（定義）

第2条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

（規制基準）

第4条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

二 略

三 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

◎ 悪臭防止法施行令（抄）

（昭和47年5月30日政令第207号）

（特定悪臭物質）

第1条 悪臭防止法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アンモニア
- 二 メチルメルカプタン
- 三 硫化水素
- 四 硫化メチル
- 五 二硫化メチル
- 六 トリメチルアミン
- 七 アセトアルデヒド
- 八 プロピオンアルデヒド
- 九 ノルマルブチルアルデヒド
- 十 イソブチルアルデヒド
- 十一 ノルマルバレールアルデヒド
- 十二 イソバレールアルデヒド
- 十三 イソブタノール

- 十四 酢酸エチル
- 十五 メチルイソブチルケトン
- 十六 トルエン
- 十七 スチレン
- 十八 キシレン
- 十九 プロピオン酸
- 二十 ノルマル酪酸
- 二十一 ノルマル吉草酸
- 二十二 イソ吉草酸

◎ 悪臭防止法施行規則（抄）

（昭和４７年５月３０日総理府令第３９号）

（敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲）

第２条 法第４条第１項第１号の環境省令で定める範囲は、法第２条第１項に規定する特定悪臭物質（以下「特定悪臭物質」という。）の種類ごとに別表第一の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第２条関係）

一	アンモニア	大気における含有率が１００万分の１以上１００万分の５以下
二	メチルメルカプタン	大気における含有率が１００万分の０．００２以上１００万分の０．０１以下
三	硫化水素	大気における含有率が１００万分の０．０２の以上１００万分の０．２以下
四	硫化メチル	大気における含有率が１００万分の０．０１以上１００万分の０．２以下
五	二硫化メチル	大気における含有率が１００万分の０．００９以上１００万分の０．１以下
六	トリメチルアミン	大気における含有率が１００万分の０．０５以上１００万分の０．０７以下
七	アセトアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．０５以上１００万分の０．５以下
八	プロピオンアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．０５以上１００万分の０．５以下
九	ノルマルブチルアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．００９以上１００万分の０．０８以下
十	イソブチルアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．０２以上１００万分の０．２以下
十一	ノルマルパレルアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．００９以上１００万分の０．０５以下
十二	イソパレルアルデヒド	大気における含有率が１００万分の０．００３以上１００万分の０．０１以下
十三	イソブタノール	大気における含有率が１００万分の０．９以上１００万分の２０以下
十四	酢酸エチル	大気における含有率が１００万分の３以上１００万分の２０以下
十五	メチルイソブチルケトン	大気における含有率が１００万分の１以上１００万分の６以下
十六	トルエン	大気における含有率が１００万分の１０以上１００万分の６０以下
十七	スチレン	大気における含有率が１００万分の０．４以上１００万分の２以下
十八	キシレン	大気における含有率が１００万分の１以上１００万分の５以下
十九	プロピオン酸	大気における含有率が１００万分の０．０３以上１００万分の０．２以下

二十	ノルマル酪酸	大気における含有率が100万分の0.001以上100万分の0.006以下
二十一	ノルマル吉草酸	大気における含有率が100万分の0.0009以上100万分の0.004以下
二十二	イソ吉草酸	大気における含有率が100万分の0.001以上100万分の0.01以下

(排水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の設定方法)

第4条 法第4条第1項第3号の環境省令で定める方法は、特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレールアルデヒド、イソパレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$CL_m = k \times C_m$$

この式において、 CL_m 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

CL_m 排水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k 別表第二の第二欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第三欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の第四欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

別表第二

一	メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
二	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
三	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
四	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

(特定悪臭物質の測定方法)

第5条 法第4条第1項の規制基準を適用する場合における特定悪臭物質の測定の方法は、環境大臣が定めるところによるものとする。

◎悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準

(昭和48年5月30日名古屋市告示第182号)

改正 昭和52年第366号、平成2年第354号、平成7年第95号、平成8年第107号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条及び第4条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)を次のとおり指定し、及び特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、昭和48年6月9日から施行する。

1 規制地域

名古屋市の全域とする。

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準は、次のとおりとする。

ア ア ン モ ニ ア	大気中における含有率が100万分の1
イ メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
ウ 硫 化 水 素	大気中における含有率が100万分の0.02
エ 硫 化 メ チ ル	大気中における含有率が100万分の0.01
オ ニ 硫 化 メ チ ル	大気中における含有率が100万分の0.009
カ トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
キ アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ク プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ケ ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
コ イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
サ ノルマルバレアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
シ イソバレアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
ス イ ソ ブ タ ノ ール	大気中における含有率が100万分の0.9
セ 酢 酸 エ チ ル	大気中における含有率が100万分の3
ソ メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
タ ト ル エ ン	大気中における含有率が100万分の10
チ ス チ レ ン	大気中における含有率が100万分の0.4
ツ キ シ レ ン	大気中における含有率が100万分の1
テ プ ロ ピ オ ン 酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ト ノ ル マ ル 酪 酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ナ ノ ル マ ル 吉 草 酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
ニ イ ソ 吉 草 酸	大気中における含有率が100万分の0.001

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準は、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第3条に規定する方法により算出して得た流量とする。

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準は、規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。

環境局 事業部 廃棄物指導課	972-2392（産業廃棄物） 972-2683（一般廃棄物）
環境局 地域環境対策部 大気環境対策課	972-2674
健康福祉局 健康部 環境薬務課	972-2644
住宅都市局 建築指導部 建築審査課	972-2931
上下水道局 営業部 給排水設備課	972-3645
消防局 予防部 指導課	972-3547

給排水設備の構造と維持管理
に関する基準及び指導要綱

発 行 名古屋市健康福祉局
編 集 健康部環境薬務課
発 行 日 平成25年4月1日